



草加市監査委員告示第6号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和元年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和元年12月25日付けで草加市長から通知があったため、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月26日

草加市監査委員 中村幸彦

草加市監査委員 切敷光雄

監査の結果に関する報告（令和元年10月31日 草監第214号）

- 1 対象部局
市立病院
- 2 監査結果及び措置状況

指摘内容	措置状況
<p>長期継続契約手続の不備について</p> <p>長期継続契約行為に係る事務手続において、契約期間の不当な延長契約行為、入札必須案件における入札手続の未執行、契約解除権留保条項の契約書への記載漏れ等、一部改善を要する内容のものが見受けられました。長期継続契約は、予算の単年度主義に対する特例を定めたものですが、債務負担行為とは異なり、議会の議決を経ずに翌年度以降にわたって契約を締結することができるものであることから、手続や取扱</p>	<p>長期継続契約行為に係る事務手続については、制度運用を正しく理解の上、チェックリストを作成し、複数職員による確認を徹底することにより、チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行いました。</p>

<p>いには十分注意し、適正かつ正確な事務処理を行ってください。</p>	
<p>契約行為に係る事務手続の不備について</p> <p>契約行為に係る事務手続において、契約期間が自動更新になっているもの、有効期限切れ及び提出期限超過の見積書による契約締結、予算額を超過した予定価格の設定（平成20年度の監査において指摘済）等、一部改善を要する内容のものが見受けられました。市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。</p>	<p>契約行為に係る事務手続については、契約の基本事項を正しく理解の上、チェックリストを作成し、複数職員による確認を徹底することにより、チェック体制の強化を図り、適正に事務処理を行いました。</p>